

政府は、封建的身分制の廃止につとめ、主従関係の解消をはかり、職業選択・移転の自由なども認めた。封建的諸制限は廃され、農民の土地所有権を認め、地租改正を行った。また、徴兵令や秩禄処分の実施によって、旧武士階級の特権は消滅し、士族の呼称身分は残り、士族授産等が行われたものの、近代国家の中央集権的官僚支配体制にくみこまれ、資本主義経済社会発展の中で新しい生き方を求めなければならなかった。

表(1)(2)は、旧佐賀城下町の八・九大区とその周辺地域の村(現在は佐賀市)である十・十一・十四・十五大区、

〔産業〕

一 明治初期の分業と租税

明治維新は政治的な一大変革であったが、新政府による富国強兵、殖産興業、文明開化の諸政策は経済的、社会的な改革を伴い、地方住民の生活にもいろいろな対応を強いるものであった。

幕藩体制下の領国支配においては、地域的特性に応じて形成される在方町の存在によって補完しながら、城下町に手工業・商業を集中させ、郷村を自足的な経済体制におき、農・漁業者の非自給的必需物資は城下町の手工業者・商人によって供給させるという、いわば領国経済における生産と流通の領主的統制によって、その領国経済体制は維持されていた。しかし、明治維新政府が成立し、諸改革が始まり、特に廃藩置県によって領国統治の形態が解体し、領主的統制は崩壊した(参考『佐賀市史第三巻』)。

表(6) 国税・県税・独立税附加税の内訳比較表 (村会資料より)

単位円、銭

旧村名	小関村		南山村		北山村		備考
	昭和 17年	20年	17年	20年	17年	20年	
国税附加税	3,694.97	4,363.60	8,089.09	25,999.44	11,207.94	18,204.07	
(地租附加税)	2,310.60	2,215.00	3,693.66	8,735.76	5,265.69	7,518.20	
(家屋税 [△])	763.88	695.80	2,755.38	3,567.60	1,116.45	1,614.95	
(営業税 [△])	418.50	1,452.80	1,591.30	13,685.34	4,673.25	9,054.82	
(鉱区税 [△])	201.99		48.75	10.74	152.55	16.70	
県税附加税	1,054.45	900.30	1,450.41	1,404.27	1,233.48	981.20	
(反別税附加税)	8.50	17.00	1.10	6.72	0.18		
(自動車税 [△])	810.50	150.00	192.00	79.00	500.00	600.00	小型15円、貨物13円
(電柱税 [△])	631.40	631.40	928.95	928.95	116.00	116.60	
(不動産取得税 [△])	343.61	65.70	279.78	339.00	574.06	198.70	
(狩猟者税 [△])	30.94	38.20	^(20.00) 26.60	50.60	42.64	65.90	()は漁業権税附加税
独立税附加税	2,113.06	2,981.92	3,737.78	5,912.14	3,833.12	5,738.48	
(村民税)	1,582.21	2,466.00	2,539.88	4,633.98	2,886.27	4,820.88	1人(戸)4円→6円
(自動車税)	365.77	344.77	517.96	583.86	523.60	553.40	1輛2円 △ 荷物車60銭
(荷車税)	80.45	83.10	215.32	201.50	231.30	214.00	荷台前車1台4円 荷積馬車1台7.90円
(金庫税)	22.80	22.80	47.40	39.80	15.20	15.20	1米未滿7.60円
(犬税)	61.83	65.25	191.22	171.00	186.75	135.00	1頭に付4円50銭
(鉱泉税)			226.00	282.00			
納税義務者	396人	(411)人	(635)人	(725)人	(722)人	(803)人	()は推定 (754)人

注 備考欄は17年度小関村決算書ほかより
 税額は調定額なので単価×人数(個数)は合致しない。
 小関村17年 村民税納入実人員363人1人平均4,359円となる。
 自転車177輛,自転車荷物車18台:荷車→荷台前車3台,荷積馬車9台

同十一年の国税収入では地租七八・六%、消費税(酒税・煙草税・売業税)一〇・五%、関税四・六%、その他(船税・郵便税・証券印紙税・銃猟免許税・車税・会社税等々)六・三%であった。所得税導入は明治二十年からであった。

明治二十一年、市制・町村制公布とともに市町村に課税権が賦与され、同二十三年府県制・郡制の公布により近代的税制が確立した(『国史大辞典』吉川弘文館)。

その北部山村の十二・十八大区(現大和町の一部と富士町域)の、農・工・商の分業状況、とくに表(2)は現富士町域にあたる地域が、「佐賀の役」から一〇か月も経ぬ間にも、農業を主とすることに変わりはないが、商・工業の職分に若干ながらの変化がみられることを示すものである。

政府は、明治元年八月、諸国の税法は旧慣によるものとした。したがって農民の負担する税は、田畑・屋敷にかけられる本年貢(本途物成)、そのほか山林や副業などの収益に課せられる雑税(小物成)・付加税(村高にかかる高掛物)や労役といった藩政時代のままであった。商工業などの各種の営業に従事するものに賦課された運上・冥加(営業税、免許料などの雑税)についても、明治二年三月、一般の税制を設けるまでは、しばらく旧慣により収入すべき旨を達し、他方租税制度の改革を図り、運上・冥加のうち重要なものは漸次国税に編入するとともに、従来の運上・冥加の称を廃して、何々税・免許料・免許税など称止されたが、あるものは地方税として復活した。また、地租改正など国税制度の整備が進展すると、同八年九月、国税と府県税の区別を行った。国税以外は民費(府県管内費、大区小区設置以降は区費を含む)といったが、明治十一年、三新法制度による地方税規則では、地租(国税の五分の一以内)・営業税・雑種税・戸数割が府県税とされ、区町村費の支弁は住民の協議によるとされていた。

表(1) 旧城下町と周辺村及び山村の分業状況(明治7年3月25日改)

大区	小区	職分					比率				管轄内村名
		農業	工業	商業	雑業	計	農業%	工業%	商業%	雑業%	
8	1	0	31	165	77	273	0	11.4	60.4	28.2	水ヶ江村
	2	125	561	1,770	614	3,070	4.0	18.3	57.7	20.0	下今宿町・紺屋町・東田代村・材木町・牛島町・柳町・高木町
	3	0	311	1,457	39	1,807	0	17.2	80.6	2.2	松原村・呉服町・東魚町・白山町・中町・寺町・唐人町
9	1	40	46	239	59	384	10.4	12.0	62.2	15.4	赤松村・与賀村
	2	8	548	1,514	17	2,087	0.4	26.3	72.5	0.8	西田代村・道徳元町・伊勢屋町・伊勢屋本町・西魚町・六座町・本庄町・長瀬町・八戸町
10	1	1,365	217	876	2	2,459	55.5	8.8	35.6	0.1	蓮池村・東西村・修理田村・牛島村・瓦町村・若宮村
	2	1,138	34	75	3	1,250	91.0	2.7	6.0	0.3	洲村・藤木村・神野村
11	1	1,339	41	158	0	1,538	87.0	2.7	10.3	0	東高木村・高木村・長瀬村・尼寺村
	2	2,528	208	269	2	3,007	84.1	6.9	8.9	0.1	下和泉村・上和泉村・薬師丸村・川久保村・千布村・金立村・久池井村
12	1	892	54	130	0	1,076	82.9	5.0	12.1	0	梅野村・松瀬村
	2	1,304	9	5	0	1,318	99.0	0.7	0.3	0	小副川村・関屋村
14	1	1,775	101	787	36	2,699	65.8	3.7	29.2	1.3	高太郎村・鹿子船津・下古賀村・飯盛村・相応津・田中村
	2	975	56	705	4	1,740	56.0	3.2	40.6	0.2	鹿子村・末次村・本庄村・厘外村・今津村・厘外津
15	1	1,297	144	440	16	1,897	68.2	7.6	23.2	1.0	八戸村・中原村・十五村・荻野村
	2	1,468	124	48	4	1,644	89.3	7.5	2.9	0.3	多布施村・八戸溝村・森田村・蛭久村・鍋島村
18	1	1,350	24	8	0	1,382	97.7	1.7	0.6	0	八反原・市川村・菅木村・畑瀬村
	2	1,269	50	33	1	1,353	93.8	3.7	2.4	0.1	上無津呂村・麻那古村

表(2)

12	2	1,121	17	11	8	1,157	96.9	1.5	1.0	0.6	小副川村・関屋村	406戸
18	1	1,437	22	10	7	1,476	97.3	1.5	0.7	0.5	八反原村・市川村・古湯村・畑瀬村	643
	2	1,273	37	32	20	1,362	93.5	2.7	2.3	1.5	古湯村・無呂村・麻那古村	584

注【佐賀県管轄各小区戸籍職分統計】(明治8年1月1日)
(土族・平民別の戸数・人員及び官員・神官・僧侶・医術・兵隊等は省略)